

特定大型店舗立地に関する地域貢献活動ガイドライン

平成25年 7月

和泉市

第1 策定の趣旨

中心市街地において、まち全体の郊外化、大型店の郊外立地などによる空洞化が進行し、居住人口や商品販売額が減少傾向となっていました。その流れに歯止めをかけるとともに、中心市街地における賑わい回復を図るため、まちづくり三法の見直しに伴い「大規模小売店舗立地法（平成十年六月三日法律第九十一号）」の配慮事項の指針が平成19年2月に改訂され、その中で大規模小売店舗において、企業の社会的責任として地域社会への貢献が期待される旨の考えが示されています。また、大阪府商業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例（大阪府条例第74号）が平成21年5月29日から施行され、商業者等が地域のまちづくりの中心的な担い手である商工会議所や商店会と協力し、地域のまちづくり活動に積極的な参加を促し、地域の健全な発展と府民生活の向上に寄与される旨規定されています。

以上のことから、本市は大規模小売店舗設置者及び小売業者が地域特性に適した地域貢献活動を自主的かつ積極的に実施することで、その活動の取組みに対し、地元や地域住民の理解・参加を促進するため、「特定大型店舗立地に関する地域貢献活動ガイドライン」を策定することとしました。

なお、地域貢献活動計画書の提出は、大規模小売店舗立地法に基づく届出とは別に求めるものであり、提出された内容について、大規模小売店舗立地法に基づく意見等の対象とはなりません。

第2 対象となる店舗

新規に出店する店舗で、大規模小売店舗の床面積（駐車場、駐輪場を除く。）が1万㎡を超える施設又は大規模小売店舗に映画館・飲食店・遊戯場等を併設する集客施設であって、当該建築物の床面積（駐車場、駐輪場を除く。）が1万㎡を超える施設（以下「特定大型店舗」という。）を対象とします。

第3 地域貢献活動の取組み

1 地域貢献活動計画書の提出

- (1) 特定大型店舗を新設する者は、開店する3か月前までに地域貢献活動計画書（様式第1号）（以下「計画書」という。）を和泉市長に提出してください。
- (2) 承継により特定大型店舗を設置する者は、大規模小売店舗立地法第11条第3項に基づく承継届出をする際、計画書を併せて和泉市長に提出してください。
- (3) 増床により特定大型店舗となった場合、計画書を和泉市長に提出してください。

2 地域貢献活動実施状況報告書の提出

計画書を提出した者は、地域貢献活動の実施内容について、「地域貢献活動実施状況報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）を開店の1年後から1か月以内に市長に提出してください。その後の報告は2か年ごととし、各営業年度終了後から1か月以内に提出してください。

3 地域貢献活動計画書等の公表

提出された計画書及び報告書は、速やかに市のホームページで公表します。

第4 地域貢献活動の取組項目

特定大型店舗を設置する者に対し、市として期待する地域貢献活動の取組項目や内容を示しましたので、地域の実情や施設の形態等を勘案した取組をお願いします。また、示した項目以外についても積極的に取り組んでください。

1 地域づくりへの協力

(1) 市が進めるまちづくりへの協力

環境対策、景観づくりなど市が進める取組に協力してください。

(2) 地域づくり等に取り組む団体等への協力

地域のまちづくりや地域において社会貢献を行う団体又はグループ等に対して、活動への参加や活動場所の提供等に協力してください。

(3) 祭りや地域イベントを実施する自治会、ボランティア団体等への協力

地域の祭りや伝統行事、レクリエーション・スポーツ大会等の各種行事を実施する自治会、青年団、社会福祉協議会等の活動への参加、活動場所の提供等に協力してください。

2 地域経済の活性化への協力

(1) 商工会議所等への加入

商工会議所、商店街団体や地域のまちづくり協議会等に参加するとともに、商店街との共存のため、地域と連携した地域経済の活性化への取組みに協力してください。

(2) 商店街等が実施するイベントへの協力

地元商店街が実施するイベントへの参加、支援など地域と連携した地域経済の活性化に向けた取組に協力してください。

- (3) 市内商工業者との取引促進への協力
地域経済を振興する観点から、市内の事業者との優先的な取引の促進に努めてください。
- (4) 市内の商業者のテナント入居への協力
市内商業者のテナント入居について配慮してください。
- (5) 地場製品の販売促進と需要拡大への協力
地場製品コーナーの設置等によるPRや販売促進を通じ、地産地消の推進に協力してください。
- (6) 店舗建築・増改築時における地元業者や市産材の活用協力
店舗建築・増改築に当たっては、地元業者や市産材の積極的な活用に協力してください。

3 地域雇用確保への協力

- (1) 市内住民の雇用の促進
市内の住民の優先的な雇用に配慮してください。
- (2) 正社員採用による安定的な雇用への協力
正社員としての採用による安定的な雇用の確保に配慮してください。
- (3) 障がい者、高齢者やひとり親家庭の母等の雇用への協力
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年七月二十五日法律第二百二十三号）を遵守した障がい者雇用の推進、高齢者雇用機会の提供やひとり親家庭の母の雇用などに配慮してください。
- (4) インターンシップの受入れへの協力
地元大学、高等学校等からのインターンシップの受入れに配慮してください。

4 環境・省エネルギー対策

- (1) 地球温暖化防止対策の実施
アイドリングストップの普及活動や公共交通機関の利用促進を図るなど地球温暖化の防止に努めてください。また、敷地内緑化及び店舗屋上や壁面緑化の推進に努めてください。
- (2) 省エネルギー対策の実施・新エネルギー設備の導入
太陽光発電などの新エネルギー設備の導入、過剰な照明の削減や適切な空調温度の設定による省エネルギー対策に努めてください。
- (3) リサイクル対策の実施
リサイクル製品の販売や資源ゴミ回収ボックスの設置などによりリサイクル対策に努めてください。

- (4) 廃棄物発生抑制対策の実施
マイバッグ持参の推奨、包装紙の簡素化等による容器包装廃棄物の削減などにより廃棄物の発生抑制に努めてください。
- (5) 店舗及び周辺的环境美化対策の実施
店舗及び周辺の清掃活動の実施や来店者のごみのポイ捨て禁止の周知などにより環境美化に努めてください。
- (6) 周辺環境への配慮
環境法令を遵守するだけでなく、環境に配慮した事業活動を実施し、公害苦情が発生した場合でも、迅速に対応するための窓口を永続的に設置してください。

5 安全・安心のまちづくりの推進

- (1) 災害発生時や地域防災の協力
災害発生時における緊急物資の提供、避難場所や救護場所としての敷地の提供などに協力してください。
- (2) 防犯・青少年の非行防止対策の実施
駐車場等への適切な照明の設置、警備員・従業員の巡回、防犯カメラの設置や地域が行う防犯活動への参加・協力などにより防犯・青少年の非行防止に努めてください。

6 ひとにやさしいまちづくりの推進

- (1) ユニバーサルデザインの導入
誰もが利用しやすい施設の設置や運営などユニバーサルデザインの導入に努めてください。
- (2) 子育て家庭や高齢者等対策の実施
ベビーカーの配置、授乳室・託児所の設置や高齢者が利用しやすい施設の整備に努めてください。

第5 施行時期等

本ガイドラインは、平成25年 5月 1日から施行します。

本ガイドラインは、平成25年 7月 1日から施行します。

様式第1号

地域貢献活動計画書

年 月 日

和泉市長 あて

(建築物の設置者又は小売業者)

店 舗 名

店舗所在地

地域貢献担当窓口

記

【地域貢献に対する方針】

(社会貢献に対する御社の企業理念等があれば記載してください。)

【地域貢献活動項目】

地域貢献項目	細 目	具体的な取組み内容
1 地域づくりへの協力	(1) 市が進めるまちづくりへの協力 (2) 地域づくり等に取り組む団体等への協力 (3) 祭りや地域イベントを実施する自治会、ボランティア団体等への協力	
2 地域経済の活性化への協力	(1) 商工会議所等への加入 (2) 商店街等が実施するイベントへの協力 (3) 市内商工業者との取引促進への協力	
3 地域雇用確保への協力	(1) 市内住民の雇用の促進 (2) 正社員採用による安定的な雇用への協力 (3) 障がい者、高齢者やひとり親家庭の母等の雇用への協力 (4) インターンシップの受け入れへの協力	
4 環境・省エネルギー対策	(1) 地球温暖化防止対策の実施 (2) 省エネルギー対策の実施 (3) リサイクル対策の実施 (4) 廃棄物発生抑制対策の実施 (5) 店舗及び周辺環境美化対策の実施	
5 安全・安心のまちづくりの推進	(1) 災害発生時や地域防災の協力 (2) 防犯・青少年の非行防止対策の実施	
6 ひとにやさしいまちづくりの推進	(1) ユニバーサルデザインの導入 (2) 子育て家庭や高齢者等対策の実施	

※ 事例ですので、御社における具体的な取組み内容を記載ください。

様式第2号

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

和泉市長 あて

(建築物の設置者又は小売業者)

店 舗 名

店舗所在地

地域貢献担当窓口

記

【地域貢献の実施状況】

地域貢献項目	細 目	具体的な取組み	取組区分

